

始め職員諸君が衣の意の出る所をよく理解して参りて下さつて居ります又此
 の際私としては一岡の納得の行く迄先づ限りの寛容と忍耐とを渡り度いと思つて
 居りますこの御立心未だ食ふ程の程を以て来た之が会社を解める程の事は断じ
 てない決意でありまして此度の事柄に因縁しなは諸君又は事情を辨へないで之に
 参加した職工諸君には同席に耐へませぬ諸君の冷静に取らざるは殊時休業
 する事にいたしましたは此の同席に耐へしむるに御座りし御座りし御座りし御座りし
 期持してやまない次第であります

別紙(三) 解雇通知

氏名

就業規則第三十五条に依り解雇す
昭和十二年五月七日

株式会社 電元社

尚別紙に貴下此度行爲ハ職ニ遺憾ニ不耐証則ヲ犯ス元ノ付費下ヲ解雇
 後藤安太郎ヲ主休ト爲シ今後其ノ向上ニ努カスル處ニシテ持ニ此ノ真意知
 上申添候也(解僱通知ト同封セルモノナリ)

別紙(四) 社告

五月十日迄臨時休業ス但シ今回解雇申請セル者ニ対シテモ其休業期間後申出
 リノ給料ヲ支給ス
 又再採用希望者ハ本日(八月)午後四時凡ハ内照和ハ三階三三四野室資会社日本トイ
 ニク高倉事務所ニ参集カレ度ニ向事務所ニ於テ再採用申請書ヲ添付ス
 各位殿